

介護保険制度と介護保険料の納付について



介護保険料は、国や県の負担金などとともに、介護保険を健全運営するための大切な財源です。

社会全体で支える介護保険の仕組みを理解し、介護保険料の期日までの納付をお願いします。

健康福祉課介護保険係 ☎ 25 1186



図1 介護保険サービス

●訪問型のサービス

自宅を訪問してもらい日常生活の手助けやリハビリを受けることができます。



●通所型のサービス

施設に通い食事や入浴、リハビリを受けることができます。



●一時的な短期入所など

自宅で介護を受けているかたが一時的に施設に泊まる短期入所や施設へ入所することができます。



●生活環境を整えるサービス

住宅改修や福祉用具購入・貸与などできます。



●65歳以上のかた
(第1号被保険者)

被保険者は、年齢により2つに分かれます。

介護保険被保険者

介護保険は、40歳以上のみなさんが被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに費用の一部を負担することで、介護保険サービス(図1)を利用できる制度です。

介護保険制度

介護や支援が必要であると認定を受けた場合、介護保険サービスが利用できます。

●40歳~64歳のかた
(第2号被保険者)

介護保険の対象となる16種類の病気(特定疾病)が原因で介護や支援が必要であると認定を受けた場合、介護保険サービスが利用できます。

介護認定の手順

介護保険サービスを利用するには申請をし、介護や支援が必要であると認定を受ける

図2 介護認定の手順

申請

要介護認定

●訪問調査を受ける

調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境について聞き取り調査を行います。

●主治医が意見書を作成

主治医に市から意見書の作成を依頼します。主治医は心身の状態や病状について記載します。

認定審査

医師や介護サービス事業者などで構成される審査会において、訪問調査の結果や主治医意見書をもとに審査を行います。

結果の通知

結果は、要支援1・2、要介護1~5の7段階です。まだ介護や支援が必要ないかたは、非該当と認定されます。

必要があります。
介護認定の手順は、図2のとおりです。

介護保険サービス利用の手順

認定を受けたかたは、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)または地域包括支援センターに連絡し、介護保険サービスの利用を進めます。(図3)

また、施設への入所を希望される場合は、介護保険施設へ申し込みや見学などの手続きを行ってください。

図3 介護保険サービス利用の手順

居宅介護支援事業所または
地域包括支援センターへ連絡

ケアマネジャーがケアプランを作成

介護保険サービスの利用開始

介護保険財政

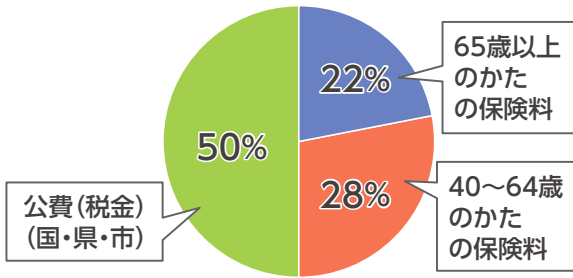
現在、要介護や要支援の認定を受けたが、介護保険サービスなどを利用するために必要な費用は、国・県の負担金や、介護保険料を財源にしています。(図4)

年々必要な費用は増加し、介護保険財政は大変厳しい状況を迎えています。(図5・図6)

介護保険料

65歳以上のかたの介護保険料は、今後見込まれる介護保険サービスなどに係る費用をもとに算出され、3年ごとに見直される「介護保険事業計

図4 介護保険サービスなどの総費用の財源内訳



画」に位置付けています。

今年度は「第6期介護保険事業計画」の3年目です。現在、平成30年度から3年間の計画を作成しています。介護保険サービスなどの増加などに伴い、介護保険料の改定が見込まれています。

介護保険料の納め方

●65歳以上のかた

保険料の納め方は、受給している年金の額によって2通に分かれます。

年金が年額18万円以上のかた
特別徴収・年金からの天引き

保険料の年額が、年金の支払い月(偶数月)に年6回に分けて天引きします。

ただし、65歳になってからしばらくの間は、納付書または口座振替により納める普通徴収になります。特別徴収の開始のおおよその目安は、65歳の誕生日が4月～9月のかたは翌年4月から、10月・11月のかたは翌年6月から、12月・1月のかたは翌年8月から、2月・3月のかたは翌年10月からです。また、保険料が変更になったかたなども、普通徴収で納めていただく場合があります。

年金が年額18万円未満のかた
普通徴収・納付書で納付・口座振替

●40～64歳のかた

保険料は、加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険の算定方式に基づいて決定します。

介護保険料の滞納と介護保険サービスの利用

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて介護保険サービスの利用が一時差し止めになり、本来自己負担割合が1割または2割である利用者負担が3割になる措置(給付制限)がとられます。(図7)

介護保険で困った時は相談してください

介護保険料の滞納は、現在の介護保険財政を支える役割だけではなく、将来的に自身の介護保険サービスの利用に関わる大変重要なことです。

介護保険料は、2年以上さかのぼって納付することが基本的にできません。必ず期日を守って納めてください。

なお、介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険係へ相談してください。

図7 介護保険料の滞納が続く場合の措置

1年間滞納した場合

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。

1年6か月滞納した場合

自己負担した全額のうち払い戻される給付費(9割または8割相当分)の一部または全部が一時的に差し止めとなり、場合によっては、差し止め額から滞納保険料が差し引かれます。

2年以上滞納した場合

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費などの支給が差し止めになります。

たとえば…

65～75歳までの10年間保険料を滞納しているかたが75歳で介護認定を受けて介護保険サービスを利用する場合…4年間、自己負担割合が3割となります。(通常のかたの3倍の支払い)ただし、過去2年間が未納の場合は全額負担となります。

図5 介護保険給付費と保険料収入の推移

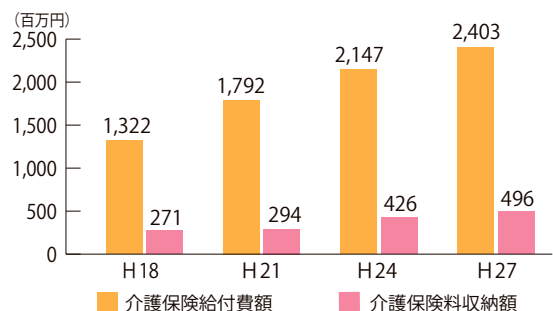


図6 第1号被保険者と要介護(要支援)認定者の推移

